

法定相続人表

第2順位 / 直系尊属
第1順位がない場合のみ

2.祖父母

父母が死亡・相続権を失うと上にあがる

1.父母

第3順位

第1・第2順位がない場合のみ

1.兄弟姉妹

兄弟姉妹が死亡・相続権を失うと
下にさがる
※ただし、兄弟姉妹が相続放棄した
場合、甥姪に代襲相続は発生しない

2.甥姪

代襲するのはここまで

戦没者等遺族
(被相続人)

基準日以降に死亡
(令7年4月1日)

※ 常に相続人

配偶者

第1順位 / 直系卑属

1.子

(養子・非嫡出子・胎児を含む)
子が死亡・相続権を失うと下にさがる
※ただし、子が相続放棄をした場合、
孫に代襲相続は発生しない

2.孫

代襲相続

代襲は無限